

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

1

3. 加盟国に課される要件 （1）目標

- ① プラスチック製買い物袋の削減目標と措置の構築
- ② 包装廃棄物の防止に関する目標と措置の構築
- ③ 素材別リサイクル率・回収目標

① プラスチック製買い物袋の削減目標と措置の構築

- 加盟国は、自国におけるプラスチック製買い物袋の消費の持続的削減を達成するための措置を講じる
- 加盟国は、2025年12月31日までにプラスチック製買い物袋の削減のための水準を達成する必要がある。この基準は、「年間1人当たり消費量が40枚以下」である
- この際に、加盟国が講じる措置には、あらゆる種類のプラスチック製買い物袋に対して、経済的手段や国家削減目標などの措置を講じることができる。但し、以下の条件付きである
 - 製造、リサイクル、廃棄される際の環境への影響、堆肥化可能性、耐久性、使用目的を考慮しなければならない
 - 販売制限を含むことができるが、釣り合いが取れており、差別のないものであることが条件となる
- なお、加盟国は、衛生上の目的で必要とされる、またバラ売り食品の販売用包装として提供される非常に軽量のプラスチック製買い物袋は義務から除外することができる
- 2032年2月12日までに、プラスチック製買い物袋よりも環境に有害な影響を及ぼす可能性のある包装材料に関する報告書を作成し、適切な場合には、削減目標とその目標を達成するための措置を定めた立法提案が提出される

② 包装廃棄物の防止に関する目標と措置の構築

- 加盟国は、1人当たりの包装廃棄物の発生量を削減するための目標を達成する必要がある。なお、加盟国は、この目標を上回る包装廃棄物防止措置を導入することができる（下表参照）
- 加盟国は、EUの廃棄物政策の全体目標に沿い、包装廃棄物の発生を防止し、包装の環境への影響を最小限に抑えるための措置を講じる
- 特にプラスチック包装廃棄物の発生量を減らすよう努める。また、レストラン、食堂、バー、カフェ、ケータリングサービスに対し、利用可能な場合には、顧客に水道水を無料あるいは低額のサービス料で、再利用可能または再充填可能な形式で提供することが奨励されている
- これらの措置は、釣り合いが取れており、差別のないもので、貿易障壁や競争の歪みを回避するように設計される必要がある。また、現在使用されている包装より軽量の包装への移行につながってはならないとしている。具体的な措置の例として、以下のとおり
 - 廃棄物処理のヒエラルキーの適用に対するインセンティブを提供する経済的手段およびその他の措置（廃棄物枠組み指令で示されている廃棄物防止措置の例）
 - 拡大生産者責任を通じて提供されるインセンティブ
 - 生産者または生産者責任組織に対する廃棄物防止計画の採用義務を含むその他の適切な手段および措置の使用 等

加盟国が目指すべき1人当たりの包装廃棄物量目標

達成目標	2030年	2035年	2045年
1人当たりの包装廃棄物量の削減率（2018年対比）	5%	10%	15%

③ 素材別リサイクル率・回収目標

- 加盟国は、素材別のリサイクル目標を達成するために必要な措置を講じる。なお、加盟国はさらに上回った目標の設定が可能である
- なお、この目標は、従来の包装・包装廃棄物指令（PPWD）で要求されていた水準から変化なし
- また、この目標に関連して、加盟国は、2029年1月1日までに、義務的な収集目標を設定する必要がある

加盟国が目指すべき素材別リサイクル率

各素材	2025年12月31日	2030年12月31日
すべての廃棄物におけるリサイクル比率	65%	70%
プラスチックの最低リサイクル比率（重量ベース）	50%	55%
木材の最低リサイクル比率（重量ベース）	25%	30%
鉄合金の最低リサイクル比率（重量ベース）	70%	80%
アルミニウムの最低リサイクル比率（重量ベース）	50%	60%
ガラスの最低リサイクル比率（重量ベース）	70%	75%
紙及び段ボールの最低リサイクル比率（重量ベース）	75%	85%

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

3. 加盟国に課される要件 （2） 主要な要件

- ① 返却・収集システム
- ② デポジット・リターンシステムの構築
- ③ 再利用・再充填
- ④ 罰則

① 返却・収集システム

- 加盟国は、最終使用者から、すべての包装廃棄物の返却および分別収集を提供するシステムおよびインフラを確立する
 - リサイクル性能基準に適合する包装は、リサイクルのために収集されるものとする。この包装の焼却および埋め立ては、リサイクルが実行不可能であるか、別途収集された包装廃棄物の処理から生じる廃棄物が、最良の環境結果をもたらさない場合を除き、禁止される
 - リサイクル適性を有する包装が有さないものと一緒に収集される場合、廃棄またはエネルギー回収の前段で分別されるよう確保できる
- 質の高いリサイクルを促進するため、包括的な収集・分別のためのシステムとインフラを整備し、リサイクルを促進し、プラスチック原料がリサイクルに利用できるようにしなければならない。リサイクル材料の独自の品質が保存または回復され、量、品質、機能の損失を最小限に抑えながら、同じ方法で同様の用途にリサイクルして使用するために、リサイクル材料への優先的なアクセスを提供することができる
- 加盟国は、特定の廃棄物について、返却・分別・収集の義務を免除することができる

② デポジット・リターン・システムの構築

- 2029年1月1日までに、加盟国は、年間重量の90%を分別収集するために必要なデポジット・リターンシステムを整備する。また、デポジット・リターン・システムが構築され、販売時にデポジットが徴収されることを確保するために必要な措置を講じる
- デポジット・リターンシステムの対象となる容器は、
 - 3リットル以下の使い捨てプラスチック飲料ボトル
 - 3リットル以下の使い捨て金属性飲料容器である
- また、使い捨てのガラス製飲料ボトルおよび飲料カートンについて、デポジット・リターン・システムの構築・維持に努める。技術的および経済的に実行可能な場合、使い捨て包装、特に使い捨てのガラス製飲料ボトルのためのデポジット・リターン・システムが、再利用可能な包装にも同様に利用可能であることを確保するよう努める
- 加盟国がこのシステムの適用を除外することができるのは、以下の場合である
 - ワイン、度数80%以下のアルコール飲料（CN2208）、牛乳および乳製品
 - HORECA部門でデポジット付きの包装が施設内で開封され、敷地内で消費され、空容器が返却された場合はデポジット料金の免除が可能
 - 0.1リットル未満の使い捨てプラスチック飲料ボトル・使い捨て金属製飲料容器（技術的に不可能な場合）
 - 2026年に加盟国内で初めて利用可能となる当該包装の重量の80%以上を分別収集しており、2028年までに免除を申請し、条件である分別収集率90%の達成を確実にする具体的な措置とそのタイムラインを含む戦略を示す実施計画を提出した場合

③ 再利用・再充填

- 加盟国は、返却への十分なインセンティブを備えた包装の再利用システムの確立を奨励する措置を講じるものとする。また、環境に配慮した方法での再充填システムの確立を奨励する措置を講じるものとする。これらのシステムは、食品衛生または消費者の安全を損なうものではないものとする
- 具体的な措置の例としては、以下のとおりである
 - 再利用可能な包装等に関するデポジット・リターンシステムの使用
 - 最終販売業者に使い捨て包装の使用料を課し、販売時点で消費者に包装のコストを知らせる義務を課す等の経済的インセンティブの活用
 - 製造業者または最終販売業者には、再利用目標の対象となる製品以外の製品の一定割合を、再利用システム内で再利用・再充填して提供することが義務付けられる。その際には、域内市場の歪みや他の加盟国からの製品に対する貿易障壁につながらないことが条件となる
- 加盟国は、拡大生産者責任及びデポジット・リターンシステムが、廃棄物削減及び防止活動の資金に最低限の予算を割り当てることを確保するものとする

④ 罰則

- 加盟国は、2027年2月12日までに、本規則の違反に適用される罰則に関する規則を定める
- また、その実施を確保するために必要なあらゆる措置を講じるものとする。規定される罰則は、効果的で、釣り合いが取れており、抑止力のあるものとする